

東近江市上下水道管路台帳システム構築業務業者選定基本方針

1 業務概要

(1) 業務名

東近江市上下水道管路台帳システム構築業務

(2) 業務の目的

上下水道管路台帳データの一元化及びクラウド化

(3) 業務の内容

別紙 東近江市上下水道管路台帳システム構築業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 予算額

3千900万円

2 プロポーザル方式採用理由

本業務では、上下水道管路台帳データの一元化及びクラウド化にとどまらず、法に基づくアセットマネジメント・ストックマネジメント計画の策定支援や、DXの推進に係る本市全体のオープンGISとのデータ連携、包括的民間委託への対応など、高度な専門性と柔軟性が求められる。さらに、導入費用は基より、将来的なベンダーロックインによる保守費用の高騰の抑制を目途とするものである。

このことから、初期導入価格だけでなく、将来の保守・運用費用を含めたトータルコスト、システムの拡張性及び事業者の技術力を総合的に勘案する必要があるためプロポーザル方式を採用するものである。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

(1) 公告日から過去5年以内に地方公共団体が発注する同種業務（上水道管路台帳又は下水道管路台帳のクラウド型GIS構築業務）を受注した実績があること。ただし、元請業務に限るものとし、本プロポーザル公告時点で構築業務の履行完了前又はシステム運用が終了している業務は対象外とする。

(2) 本店又は支店若しくは営業所を滋賀県内に有していること。

(3) 次の資格を有すること。

ア JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）

イ ISO27001/JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

- (4) 東近江市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。

なお、登録のない者にあつては、「5 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。

- (5) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (6) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者

- (7) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名提出基準（平成26年告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど触接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 名簿に登録されていない者の参加

名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。

- (1) 法人及び商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書
- (2) 財務諸表（法人及び個人）直近1期分
- (3) 法人にあつては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの
- (4) 個人にあつては、直近年度の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの
- (5) 暴力団等の排除に係る誓約書（様式5）

6 募集内容

(1) 募集方法

ホームページによる募集

(2) 申込方法

指定された期限までに次の書類を水道部上下水道施設課まで持参又は郵送すること。

ア 東近江市上下水道管路台帳システム構築業務プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務スケジュール（任意様式）

エ 業務受注実績調書（様式2）

オ 業務の実施体制（任意様式）

(ア) 管理技術者及び照査技術者に係る事項も記入すること。

(イ) (ア)の詳細は、「別紙 東近江市上下水道管路台帳システム構築業務仕様書」のとおり。

カ 会社概要書（様式3）

キ システム機能調査表（様式4）

ク 見積書（任意様式）

7 契約候補者選定方法

(1) 審査委員会

東近江市上下水道管路台帳システム構築業務プロポーザル審査委員会要領

により構成された審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

ア 一次審査

応募者数が3者を超えた場合は、一次審査（企画提案書の内容を書類審査）を実施し、上位3者程度を選考する。

イ 最終審査

(ア) 審査は、審査委員会において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

(イ) 別に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、審査委員別にプロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

(ウ) プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とする。

(エ) 最も順位の高い者を最優秀参加者として選定する。

(オ) 応募者が1者の場合であっても、審査委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

(カ) 審査の結果、基準点に満たない場合は、採用しない場合がある。

(キ) プレゼンテーション及び審査経過は非公開とし、審査結果については、文書で通知する。

(ク) 審査結果についての異議申立ては受け付けない。

(3) プレゼンテーション

ア 実施時間

1者につき60分程度（提案45分以内及び質疑15分）

イ 資料

プレゼンテーションは企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めない。

ウ 出席者

提案書の実施体制に記載されている管理技術者又は担当技術者が主たる説明を行うものとし、会場への入室は3名以内とする。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合には、参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しないとき。
- (3) 審査委員会が定める審査基準点に満たないとき。
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認めるとき。

9 日程（予定）

令和8年7月15日（水） プロポーザルの公告・実施要領の公表

令和8年7月24日（金） 質問書提出期限

令和8年7月31日（金） 質問回答

令和8年8月21日（金） 応募書類提出期限

令和8年8月28日（金） 一次審査

令和8年9月28日（月） 最終審査

10 情報公開

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、東近江市ホームページにおいて公表する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び参加者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

11 契約

- (1) 本プロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定するものであることから、業務委託に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。
- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。
- (3) 契約保証金等、契約に当たっては東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

12 その他

- (1) このプロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場

合を除き、変更することはできない。

なお、極めて特別な場合で担当者を変更する場合は、変更前の担当者と同
等以上の業務経歴を持つ者とし、東近江市の承認を要する。

- (6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、選定を中止することがあ
る。